

宇都宮市公用自動車車体廣告掲出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市廣告事業掲出基準第6条の規定に基づき、本市が所有する公用自動車への廣告物（以下「公用車廣告物」という。）の掲出基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(廣告物の掲出方法に関する基準)

第2条 广告物の掲出は、ラッピング用フィルム、カッティングシート等、再剥離が可能な素材で作成し、これを公用車の車体に貼り付けることにより行うものとする。

2 前項のラッピング用フィルム、カッティングシート等は、廣告物の掲出期間中、公用車の車体からはがれない材質のものを用いなければならない。

(一般基準)

第3条 公用車廣告物は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること。
- (2) 車両運行上の支障となるものでないこと。
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (4) 車体塗装は行わないこと。

(道路交通安全上の配慮による基準)

第4条 广告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、廣告物を掲出することができない。

- (1) 周囲の運転者の誤認を招くような廣告物
 - ア 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用するもの
 - イ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる廣告物
 - ア デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの
 - イ 文字表記が縦書きであるもの
 - ウ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの

附 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。